

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

平成31年大口町教育委員会 2 月定例会議

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

午前 9 時 3 0 分 開 議

大口町中央公民館 2 階 C 会議室

議事日程

日程第 1 教育長報告

日程第 2 議事録署名者の指名

日程第 3 議 題

議案第 3 号 平成31年度愛知県教職員定期人事異動内申について

議案第 4 号 学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部改正について

日程第 4 連絡事項

(1) 共同学校事務室設置要綱の制定について

(2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(3) 行事予定について

(4) 各課からの連絡について

日程第 5 その他

出席者

教 育 長 長 屋 孝 成
委 員 丹 羽 茂 文
委 員 水 谷 恵 子

教育長職務代理者 藤 田 金 生
委 員 鈴 村 由布子

説明のため出席した者

生涯教育部長 平岡寿弘

学校給食センター所長 江口靖史

町史編さん室次長 木浪浩行

学校教育課長 倉知千鶴

生涯学習課長 丹羽武弘

町立図書館長補佐 吉田桂志

学校教育課主幹兼
指導主事 天野拓夫

学校教育課長補佐 兼松昌史

◎開会

○長屋教育長 定刻になりましたので始めます。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達していますので、これより平成30年大口町教育委員会2月定例会を始めます。

なお、傍聴人はありません。

(午前 9時29分)

◎日程第1 教育長報告

○長屋教育長 日程第1、教育長報告で、幾つか報告をさせていただきます。

まず、お手元にストラップを配付させていただきましたが、例年のように大口町の更生保護女性会から卒業に向けて中学校3年生に配付をされる手づくりのものでありまして、教育委員さんにもぜひ渡してほしいということでしたので、よろしくお願いいたします。

現在、先月は大口町もインフルエンザが大流行をしておりましたが、現時点では、各学校も多くて数人ということで落ちついてきています。しかし、それでも例年ですと4月に入ってもインフルエンザが流行しておりますので、今後とも注意をしていきたいと思っております。

それから、生徒の事故報告等、特段報告は入っておりません。また、今、お手元に大中の3年生の近藤奈々さんの作文を配付させていただきました。平成30年度少年の主張愛知県大会で優秀賞をもらった生徒さんであります。その文章を読んでいますと、その中で渡辺和子さんという名前が出てきています。この渡辺和子さんですが、きょうがこういう日ですのでちょっと話をさせていただきますと、渡辺錠太郎さんの次女です。この渡辺錠太郎さんというのは、愛知県岩倉市に生まれた愛知県の生んだ大変歴史的にも有名な方でありまして、1936年（昭和11年）2月26日に2・26事件が起きました。このときにクーデターを起こした青年将校たちによって拳銃で撃たれて亡くなった当時、教育総監の方。そのことを小さいときに目撃をされた方が渡辺和子さんという方です。つい最近お亡くなりになられた方として、そういう人物でありました。

この2・26事件を境にして、我が国が戦争に進んでいくきっかけになった事件でありまして、それと絡めて話をさせていただきました。

それから、小学校で保護者の方が学校の対応に対して不信感を持たれて、この問題を解決していくためには、1つは、町の顧問弁護士を代理人として対応し、もう一つは、子供が学校に早く戻ってきて、今までと同じように勉強、学習ができる環境づくりには、教育委員会も学校現場と力を合わせて進めていきたいと思っております。昨日であります、校長先生に来ていただいて、このいじめに係ることで初期対応、組織的な対応という点でいかなものだったの

かと、学校を代表して口頭嚴重注意をし、子供の早期登校に向けてさらに一層努力をしてほしい、そんな話を嚴重注意の中でさせていただきました。

それからもう一件は、新聞で千葉県野田市の小学校4年生の子が虐待に遭って亡くなったという痛ましい事件がありまして、こういうことが大口町でもないようにしていきたいということで、昨日、大口町各学校の校長先生、それから江南警察署の生活安全課の方と懇談をする機会を持ちました。中心は虐待のことを中心に、どうしていったら防ぐことができるかをしたわけではありますが、何はともあれ、いい話し合いになったと思ひまして、一つは、やっぱり長時間粘られたり、無理難題を言われて困ってしまったようなときに、校長には権限として終わりにしますと、出ていってくださいと言う権限があると。それに従わないようなときには、現在では不退去罪で訴えることができる。警察を大いに活用してくださいという心強いこともおっしゃって見えました。それから、警察もスクールサポーターを平成31年度から導入をして学校訪問をし、学校の情報を警察と学校との間で共有をしていきたいという話もありまして、意義のある会になったなあと思っております。

それから、あと人事関係の件につきましては、また後の議題と結びつけてお話をしたいと思ひます。

きょう、また一日、どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 続きまして、日程第2、議事録署名者を指名します。

議事録署名者には、藤田金生教育長職務代理者と丹羽茂文委員を指名します。よろしくお願いいたします。

◎日程第3 議 題

議案第3号 平成31年度愛知県教職員定期人事異動内申について

○長屋教育長 続きまして、日程第3、議題に入りますが、議題に入る前に、会議の公開、非公開について発議させていただきます。

教育委員会の会議は原則公開です。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項に、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる、そのように規定をされております。

つきましては、議案第3号 平成31年度愛知県教職員定期人事異動内申についてにつきましては、公にすることにより率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあります

ので、非公開とするように発議をいたします。

それでは、採決に移ります。

議案第3号 平成31年度愛知県教職員定期人事異動内申についてを非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○長屋教育長 3分の2以上の挙手がありましたので、非公開といたします。

それではしばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。

(午前 9時40分)

○長屋教育長 暫時休憩を閉じまして、会議を始めます。

(午前 9時42分)

○長屋教育長 それでは初めに、事務局、お願いします。

○天野学校教育課主幹兼指導主事 初めに、議案書を提案させていただきます。お手元、議案第3号をごらんください。

平成31年度愛知県教職員定期人事異動内申について。

平成31年度愛知県教職員定期人事異動内申の承認を求める。平成31年2月26日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会が内申権者として、平成31年度愛知県教職員定期人事異動内申を市町教育委員会で協議する必要があるからであります。

内容については、教育長より申し上げます。

(非公開)

(挙手する者なし)

○長屋教育長 これにつきましては、丹葉地方教育事務協議会の幹事会で承認を得ておりまして、きょう各市町で承認をするということで、きょう承認をされれば、きょうの時点で事務協の会長へ報告するとなっております。会長は丹葉地方の全部をまとめて事務所へ提出、事務所から県に提出をされまして、県では結果を検討して、その結果、3月12日の事務協で教育委員会へ配付をされまして、その折には報告事項として取り扱う予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、この件につきまして質問、御意見は打ち切りまして、質疑を終了しまして、議案第3号を採決します。

本案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

暫時休憩します。

(午前10時04分)

○長屋教育長 暫時休憩を閉じまして、会議を再開します。

(午前10時05分)

議案第4号 学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部改正について

○長屋教育長 続きまして、議案第4号 学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部改正についてに移ります。

事務局、説明をお願いします。

○兼松学校教育課長補佐 議案第4号 学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部改正について。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱（平成10年教育委員会告示第3号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成31年2月26日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、暴力団排除の措置に関し、所要の整備を図る必要があるからである。

○江口学校給食センター所長 資料を1枚めくっていただきまして、学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部を改正する要綱。

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱（平成10年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、当該業者が暴力団排除措置対象者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第2に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であるとき、または当該業者が法人等であつて、その役員もしくは従業員のうち暴力団排除措置対象者に該当する者がいるときは、申請することができない。

様式第3第9項に後段として次のように加える。

なお、指定取り消しによって生ずる一切の損害について教育委員会に請求しないこと。

様式第3に次の2項を加える。

10. 暴力団排除措置対象者であり、または法人等であって、その役員もしくは従業員のうち暴力団排除措置対象者に該当する者がいることによる契約解除に伴い生じる一切の損害について教育委員会に請求しないこと。

11. その他教育委員会の指示に従うこと。

附則、この要綱は、告示の日から施行するということです。

次のページに学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の一部改正の新旧対照表をつけさせていただきました。

そして、次のところに学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱の全文と、追加させていただいた文は下線になっておりますのでよろしくお願いをいたします。

これにつきましては、2月4日の学校給食センターの運営委員会で御承認をいただきまして、2月6日の例規審査会に諮って一応了解をいただいております。

昨年度の学校給食用物資納入業者の指定に関しまして教育委員会の定例会でお認めいただいたんですけれども、要綱につきまして、ちょっと暴力団の関係を入れたらどうかというお話がありましたので、今回改正をさせていただくものありますのでよろしくお願いをいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質問、御意見等ございましたら。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑を終わしまして、採決に移ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決をしました。

◎日程第4 連絡事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4に移ります。

連絡事項4点ほどありますので、(1)共同学校事務室設置要綱の制定につきまして、事務局、説明をお願いします。

○倉知学校教育課長 それでは、(1)の共同学校事務室設置要綱の制定についてでございます。

お手元に資料を何枚かお配りしてありますが、まず一番最初、図が書いてあるものをお手元をお願いいたします。

大口町共同学校事務室設置要綱の制定について、制定に至る経緯でございます。

法改正の整理で学校教育法の一部の改正が平成29年4月1日に行われました。これにつきまして事務職員の職務の規定の見直しが行われ、事務職員は「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変わってきました。

意義といたしましては、学校事務について、事務職員が一定の責任を持って処理することができるようになり、校長、教頭が対応していたものを、今後は、総務や財務に通じた事務職員が対応することになるということでございます。

2つ目ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正も平成29年4月1日に施行されております。

学校事務を共同して処理する共同学校事務室の設置について制度化をされました。

共同学校事務室のイメージ図として書いてございます。これは文科省の説明資料をそのまま提案させていただきました。教育委員会の下に幾つかの学校がございしますが、その一つの学校に共同事務室というものを概念上設定いたしまして、そこに室長、室員という事務職員を配置する、架空というか概念の上でということになります。

その意義はと申しますと、備品の共同購入、教職員の給与旅費の支給、各種手当の認定業務など、共同処理することによって、個々の学校事務が効率的に処理され、学校における業務負担の軽減により、学校マネジメントの強化に資するということでございます。

裏面をごらんください。

1番として、これによって大口町立学校管理規則の一部改正を行っていかなければなりません。

また、2番目として、大口町共同学校事務室設置要綱の制定、これは新規になりますけれども、やってまいります。

今後ですけれども、学校事務職員の職務規定の見直しや共同学校事務室の設置による事務職員の学校経営への参画は、同時に教員が本来担うべき業務の明確化、適正化につながって、学校全体としての事務効率化が図られる。それは、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保につながり、近年、複雑化、困難化している子供をめぐる教育課題に適切に対応していくことにも資すると考えております。

新たに要綱を制定しなければいけない大口町共同学校事務室設置要綱の案が次につけてあります。

一読させていただいたほうがよろしいですか。

○長屋教育長 はい。

○倉知学校教育課長 では、まず趣旨です。

第1条、この要綱は、大口町立学校管理規則（昭和34年大口町教育委員会規則第1号。以下「管理規則」という。）第12条の12の規定に基づき、共同学校事務室における組織及び運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条、共同学校事務室は、町内小中学校（以下「小中学校」という。）の事務職員をもって構成する。

2. 共同学校事務室の運営責任者として室長を置き、室長以外の事務職員を室員とする。

3. 室長は、原則として管理規則第12条の10に規定する総括事務長を充て、愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が発令する。ただし、小中学校に総括事務長がいない場合には、事務職員の中から適当と認める者に愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が発令する。

4. 共同学校事務室は、大口南小学校に置く。

5. 小中学校の校長の中から、共同学校事務室を総括する者を置く。

第3条、室長は、共同学校事務室の事務を効率的かつ適正に処理するために、次に掲げる職務を行う。

(1) 室員の指導及び育成。

(2) 室員の事務の割り振り。

(3) 室員の事務の繁閑の平準化。

(4) 室員間の連携を図るための定期的なミーティングの実施。

(5) 室員の服務管理。

(6) その他管理規則第12条の12第4項に規定する共同学校事務室において処理する事務を円滑に実施するために必要と認められる職務。

第4条、共同学校事務室を総括する校長は、共同学校事務室において処理する業務等について、小中学校の校長と十分協議した上で、年度当初に室長が策定する共同学校事務室運営計画を教育委員会へ報告しなければならない。

2. 共同学校事務室を総括する校長は、共同学校事務室運営計画を変更する必要がある場合は、小中学校の校長に了承を得た後、変更後の共同学校事務室運営計画を教育委員会へ報告するものとする。

第5条、小中学校の校長は、みずからの権限に属する事務の一部を室長に専決させることができる。

2. 専決させることができる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項。

- (1)教職員の身分及び給与の証明に関すること。
- (2)教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること。
- (3)教職員の児童手当の認定に関すること。
- (4)児童・生徒の身分及び通学等に関すること。
- (5)卒業生の卒業に関する証明。
- (6)公立学校共済組合及び愛知県教職員互助会に係る事実の確認、その他の手続。
- (7)保存年限を経過した文書の廃棄。
- (8)教職員の給与等に係る報告。
- (9)旅費に関する請求依頼の確認及び審査。
- (10)教科用図書無償給与事務に関する手続及び調査に関すること。
- (11)会計経理に関する軽易な報告。
- (12)前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査。

3. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は専決させることができない。

- (1)事案が重要または異例と認められる場合。
- (2)事案について疑義もしくは紛議があり、または紛議が生じるおそれがあると認められる場合。

4. 室長は、専決した事項について、必要に応じて関係する校長に報告しなければならない。

第6条、室長及び室員は、当該事務職員の所属する学校を本務校とする。

2. 教育委員会は、共同学校事務室の運営上、各学校の事務職員に小中学校（当該事務職員の本務校を除く。）を兼務させる必要がある場合は、愛知県教育委員会へ内申する。

第7条、室長及び室員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、兼務校で業務に従事する場合は兼務校の校長がそれぞれ行う。

2. 小中学校の校長は、共同学校事務室運営計画に基づき、当該校を本務校とする事務職員に共同学校事務室及び兼務校への出張を命ずるものとする。

第8条、共同学校事務室における事務処理は、この要綱に定めるものを除くほか、関係法令、条例、規則等の定めるところによる。

第9条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則、この要綱は、平成31年4月1日から施行するという案をただいま調整中でございます。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

何か質問等ございましたら。

○藤田教育長職務代理者 県費の事務職員さんの絡みですね、これ。

○長屋教育長 はい。

○藤田教育長職務代理者 町の事務職員さんと県費の事務職員さんとの内容のあれとか、それから大口南小学校に置くと書いてありますが、事務職員さんの複数配置とかいうこともいろいろ出てくると思いますが、室長さんに総括といった場合に、そこの中の日常のいろんな業務とかいうものは、複数、単数だと、自分でやって、また室長もやらないかんわけですね。

室長としての運営計画とかいうものをつくらないかんし、日常の庶務的なことありますよね、旅費計算も全部ありますね、それもやっていると。そうすると、1人だと仕事がふえるだけな気がするんですが。

それともう一つ、町の手務さん見えまして、どういうふうに分担してみえるかわかりませんが、ぱっと見たときに、備品の共同購入とか何とかという言葉がぱぱっと出てくるんだけど、大口町は交付団体でもないですね。算振とか理振とかそんなものあるわけでもないし、何でこういう備品の共同購入で能率的になるか、ちょっとそこら辺のところ、町にはそぐわないような気がするんですが、ちょっと思ったことを質問したんですけれども。

○長屋教育長 事務局。

○倉知学校教育課長 意義のところでは備品の共同購入とか旅費が云々とかを書かせていただいたんですけれども、これは一般的な文科省の説明の中であって、大口町にそのままそぐうかという、備品等を共同で買うということは、4校が例えば3校、小学校が共同で例えばミシンを一斉に何台買いましょうとかとなったとしても、それは学校教育課も関与していきましますし、余りそぐう言葉でないかもわかりません。これはちょっと転用させていただいたので、申しわけありませんでした。

県事務さんと町の手務さんなんですけれども、あくまで事務は県事務さんがおやりになるという前提ですが、町の手務は用務員の仕事もこなしながらお手伝いできる部分はお手伝いをしているというのが現状だと思います。

町の臨時職員は、例えばお昼どきに配膳員の仕事が一気に時間内に行わなければいけないときにはそちらのお手伝いにも入りますし、柔軟に動いているとは考えております。お答えになっていないかもわかりませんが。

○長屋教育長 よろしいですか。

○藤田教育長職務代理者 いえいえ、何かこれができて仕事がふえたら大変だなあと、学校運営案、そういうもの総括事務長さんをつくるとまた仕事がふえるんじゃないかという気がするんですが。

○長屋教育長 あくまでもチーム学校として機能していくように、そのもとで教職員が児童・生徒とかかわる、向き合える時間をふやそうというのも根底にあります。

○藤田教育長職務代理者 これずうっと人事の関係ですね。管財の関係なんかここ入ってくるんですもんね、事務長さん。管財の仕事は残っておるもんね、備品の管理というか。現実としてそれを、どっちかと言うたら町の事務職員さんがある程度までやってみえると、こっち関係ないもんね。ただ、こういう法ができたから準じてやりますだったら町にそぐわん部分が出てこやせんかな。ごめんなさい、勝手な思いです。

○長屋教育長 貴重な御意見ありがとうございました。

○藤田教育長職務代理者 単なる思いです。

○長屋教育長 あとよろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 じゃあ、こういうふうに進めさせていただくということでよろしく願いいたします。

続きまして、後援名義の使用許可報告につきまして、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について。

このことについて、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

使用許可1件であります。

申請者、NPO法人ウィル大口スポーツクラブ。許可年月日、平成31年1月17日。事業名、ウィル大口サッカーフェスティバル2019。

続いて実績報告であります。

2件ございます。

申請者、NPO法人ウィル大口スポーツクラブ。事業実施日、平成30年7月29日。事業名、大口町・松江市姉妹都市スポーツ交流U-12サッカー大会。

申請者、オフィスヨコタ。事業実施日、平成30年11月18日。事業名、0歳からのジャズコンサート。

以上でございます。

○長屋教育長 よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございました。

続きまして、行事予定につきまして、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 行事予定でA3の資料の3月分からお願いしたいと思います。

教育委員につきましては、3月5日、中学校卒業式、こちら委員様全員でございます。

あと続いて13日、丹葉地方事務の協議会、10時から江南市民文化会館、その後、教育委員会

の定例会、11時半から中央公民館のC会議室でお願いしたいと思います。

あと3月29日ではありますが、退職者の辞令交付式で1時30分に役場の公室へお願いしたいと思います。

事務局のほうであります。3月1日、学校給食物資選定委員会、あと議会が始まっておりまして、3月4日、6日が一般質問、3月7日が学校連絡会と、あと3月8日と11日が議会の議案質疑となっております。

あと3月10日日曜日ですが、桜並木ジョギングで、冬の企画展が終了となっております。

3月15日、文教福祉常任委員会協議会、3月16日、春だよ！おはなし会で、10時半からこちらのC会議室で予定がされております。同日、町史編さん室の講座が10時から視聴覚室でも予定がされております。

あと17日、西児童センターの巡回講座で「家族で絵本を楽しもう！」となっております。

あと3月22日金曜日が議会閉会となりまして、3月27日、議会の全員協議会、同じく3月29日、役所のほうでも退職者の辞令交付が予定もされております。

あと3月31日ですが、金助桜まつりで予定がされています。

3月分については以上でございます。

追加でお願いします。

本日、皆様に御案内をして、この間もお電話を差し上げました3月19日、総合教育会議で10時から役場の3階の3-5で予定をしておりますのでお願いしたいと思います。

○長屋教育長 3月につきまして、委員さん、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、次の月、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 4月でございます。

4月1日、教育委員さんにつきましては、辞令交付式・伝達式で、9時から教育委員会がありまして、9時20分、教職員を予定しております。

4月12日、丹波地方の事務協議会、1時半から江南市民文化会館、こちらについては藤田委員、水谷委員でお願いしたいと思います。

あと4月ですが、教育委員会定例会を4月26日金曜日で予定をしております。C会議室で1時半からという予定ですが、こちらについては、この日はどうでしょうか。よろしいですか。

教育委員会事務局です。同じく4月1日、同じく辞令交付式がありまして、4月4日、中学校の入学式、5日、小学校の入学式、この日に11時から学校連絡会を予定しております。

4月13日土曜日ですが、春の企画展が資料館で始まります。

事務局については、以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

4月の予定、いかがですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、次に各課からということでお願いします。

○丹羽生涯学習課長 生涯学習課から、現状等報告を2点ほどさせていただきます。

まず、予定表にもありました3月10日に開催いたします桜並木健康ジョギングの関係ですが、事前申し込みというのがありまして、2月22日現在で415人で、昨年度が参加500人でしたので、昨年度よりも大勢の方が参加していただけるかなと、そういったような現状でございます。

それから2つ目でございます。

予定表にありました金助桜まつり、3月31日でございますが、例年4月の第1週の日曜日で開催をしておりましたが、今回、第1週が今年度は県議選があるということで、お地元で3月31日に実施しようという連絡がありましたので、報告をさせていただきました。

以上でございます。

○江口学校給食センター所長 給食センターからですけれども、2月の広報でごらんになった方も見えると思いますけれども、給食センターから出る堆肥につきまして、今までちょっと周知が徹底されておらなかったもので広報で周知をいたしまして、一応堆肥を給食センターでビニール袋に大体5キロずつ入れて1人2袋までということで、月曜日に堆肥をつくって、月・火・水曜日に家庭菜園の方、木・金は農家の方ということで広報を出しましたら大変反響がありまして、もう月曜日にすぐ電話が鳴り始めて、いつも午前中にはなくなるという状況です。本当に広報は効果が大きいなあと思いました。

また、4月にも堆肥の関係で広報に載せると聞いておりますので、またごらんになっていただきたいと思います。以上です。

○吉田町立図書館長補佐 図書館から御報告を申し上げます。

2月2日、3日と憩いの四季図書館まつりを開催いたしました。例年より多い、図書館のカウントでいきますと1,400の方が来館されました。図書館は、ちょうど赤い鳥が発刊されて100年で、その本を持っておりましたので、その特別展示と、毎年やっておりますなかよしこよしさん、パン屋さんでパンをつくっていただくということで、絵本のパンをそのまま出して現物にするという形で、能力がパン屋さんのほうが進みましていよいよ立体化してきたというので、子供たちも大変喜んでいただいております。

それともう一つ、雑誌をとっておるんですけど、雑誌の付録をくじ引きで利用者さんにお配

りいたしました。

また、23日に冬の子ども映画会で午前・午後開催いたしまして、約140名の方が映画会に参加していただいております。

3月16日に春のおはなし会を開催する予定にしております。こちらは、読み聞かせボランティアさんで行っていただく予定にしております。以上です。

○木浪町史編さん室次長 町史編さん室でございます。

2月17日に編集委員会準備会を行いまして、今、町史の目次の素案をつくっております。3案出しまして御提案を申し上げまして、第3つ目を中心に考えていこうという結果でございました。

予定にもございますが、3月16日に町史編さん講座を午前中に行いまして、午後からまた編集委員会準備会を行いまして、目次のほぼほぼの案を決めまして、なおかつ編集委員会の委員さんになっていただく予定の方々に準備会に出ていただいておりますが、その方たちがどこをどういう形で携わっていくかというところまで決められればいいかなというところで、これを決めまして、4月に早速、編集委員会を立ち上げましてスタートをしていこうという予定でございます。

以上でございます。

○倉知学校教育課長 最後に、学校教育課から御報告をいたします。

2月13日のいじめ関係の会議はどうもありがとうございました。

それと、3月の予定になってくるんですけれども、先ほど予定表にも入っておりました3月8日の金曜日ですが、ONEDAY大中学生をことしも実施します。今年度も東海理化からバスをお借りして南小学校と北小学校の児童を送迎させていただきます。

それから3月19日ですが、総合教育会議を御案内しております。それに関連をいたしまして、新生大口中学校の10年を振り返るというようなことで、報告書を作成しておりますので、また事前にお送りしたいと思っております。それも会議の中での報告事項として扱っていただけたらどうかと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

以上で学校教育課は終わります。

○長屋教育長 ありがとうございました。

生涯学習課からずうっと説明がありましたけど、よろしいですか。

(挙手する者なし)

◎日程第5 その他

○長屋教育長 それでは、日程第5、その他で委員さんから何かありましたら。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 事務局、よろしいですか。

○倉知学校教育課長 済みません、1つ訂正をお願いいたします。

議案でございます。議案番号が今回第3号と第4号でお出ししてございます。1カ月前の議案番号を見ていただきますと300番台であったと思いますが、事務局の不手際によりまして、年度の切りかえと年の切りかえとを勘違いしておりまして、正しくは今回の第3号、第4号になってきますので、先月の議案は第1号、第2号になります。申しわけありませんでした。訂正しておわび申し上げます。

○長屋教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 年間の行事予定表がわかりましたら近々いただきたいです。いつも2カ月ごとでいただいているんですけども、年間でざっくりでもわかりましたらお願いします。

○長屋教育長 事務局、いいですか。

○兼松学校教育課長補佐 委員さん全員に年間分をお渡しできるように準備します。

○長屋教育長 あとよろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、全て終了しました。

これをもって教育委員会2月定例会を閉会とします。ありがとうございました。

(午前10時40分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員